

資料 2

\今こそ元気を!/

住めば
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

に つ こ り 安 心 プ ラ ン

第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画 第5期宇都宮市介護保険事業計画

(素 案)



平成**年*月
宇 都 宮 市

目 次

第1章 計画の趣旨.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間.....	3
第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題.....	4
1 社会の動向	4
(1) 高齢者人口と世帯.....	4
(2) 高齢者の健康・福祉	6
(3) 高齢者の社会参加活動	8
(4) 高齢者の安全・安心	9
2 本市の高齢者の状況と将来推計	11
(1) 高齢化の現状と将来推計.....	11
(2) 高齢化に伴う社会状況の変化	12
(3) 健康の状況.....	15
(4) 要介護・要支援認定者等の状況.....	16
3 アンケート調査に基づく高齢者保健福祉施策に対する意識	18
(1) 高齢者調査.....	19
(2) 若年者調査.....	27
(3) 介護保険利用者実態調査.....	33
4 これまでの計画の取組状況と課題	36
5 課題の総括	40
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	42
1 基本理念.....	42
2 基本目標.....	43
(1) 設定の考え方	43
(2) 基本目標	44

第4章 施策・事業の展開	47
1 計画の体系	47
2 施策・事業の展開	49
○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現	49
1 地域保健・福祉体制の充実	49
(1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実	49
(2) ボランティア活動・市民活動の促進	50
2 ユニバーサルデザインの推進	51
(1) 意識のバリアフリーの推進	51
(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進	52
3 安全で安心な暮らしの確保	53
(1) 地域の見守りと支援体制の充実	53
(2) 安全で安心な地域生活の確保	53
4 高齢者にやさしい居住環境の整備	54
(1) 高齢者の多様な住まいの支援	54
(2) 居住環境に関する相談機能の充実	54
○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現	55
1 健康づくりによる健康寿命の延伸	55
(1) 健康づくり事業の推進	55
2 介護予防の推進	55
(1) 介護予防の効果的な展開	55
(2) きめ細かな介護予防の展開	56
3 生きがいづくりの促進	56
(1) 交流の場、交流機会の提供	56
(2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供	57
4 社会参画の促進	58
(1) 社会参加活動の環境整備	58
(2) 高齢者の就業支援	59
(3) 高齢者の外出支援の充実	59

○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現.....	60
1 適切な福祉サービスの提供.....	60
(1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	60
(2) 介護者への支援.....	61
2 認知症高齢者等対策の充実.....	62
(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	62
(2) 認知症予防の推進	63
(3) 早期発見・早期診断のための仕組みの構築.....	63
(4) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実	64
(5) 認知症介護者への支援.....	64
(6) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進	65
3 高齢者の権利擁護及び制度の利用支援	65
(1) 権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援	65
○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現	66
1 介護保険事業の充実.....	66
(1) 介護サービスの提供	70
ア サービス基盤整備の推進	70
イ サービス量の確保	73
ウ 地域支援事業.....	83
エ 安定した財源の確保.....	90
2 介護サービスの質の向上	93
(1) サービスの質の確保・向上	93
(2) 介護人材の育成・支援.....	95
(3) 介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進.....	95
第5章 リーディングプロジェクト.....	97
『みんながつながる地域づくり』応援プロジェクト.....	99
『一人ひとりのライフスタイルづくり』応援プロジェクト.....	100

第6章 計画の推進に向けて	101
1 計画の周知	101
2 身近な地域での事業展開	101
3 地域・関係機関との連携	101
4 事業者への支援	102
5 計画の進行管理	102
6 関係部局との連携	102
 資料編	103
○ にっこり安心プランにおける主要事業と目標値	103
○ にっこり安心プラン計上事業一覧	106

第1章

計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成 6（1994）年には、「高齢社会」といわれる 14% を超えました。現在は 23%（平成 23 年 10 月 総務省発表）を超え、4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者、8.5 人に 1 人が 75 歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。高齢化率は今後も上昇を続け、「ベビーブーム世代（第 1 次）」が 65 歳以上となる平成 27（2015）年には 26.9% に達し、さらに平成 62（2050）年には、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上という、極めて高齢化が進んだ社会となることが予想されています。また高齢化の進展に伴い、認知症の高齢者も増加し、国の推計では、平成 22 年に全国で 200 万人を超えたと見込まれていますが、平成 27（2015）年には、250 万人に達すると推計されています。

本市においては、平成 12（2000）年の介護保険制度の開始時には 14.3% であった高齢化率が、現在では 19.7% に達しており、全国平均は下回っているものの、高齢者人口は年々増加傾向にあります。今後、ますます高齢化が進行することや、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加等により、介護保険の要介護認定者数及び介護サービスへのニーズはますます増大していくことなどが予想されます。

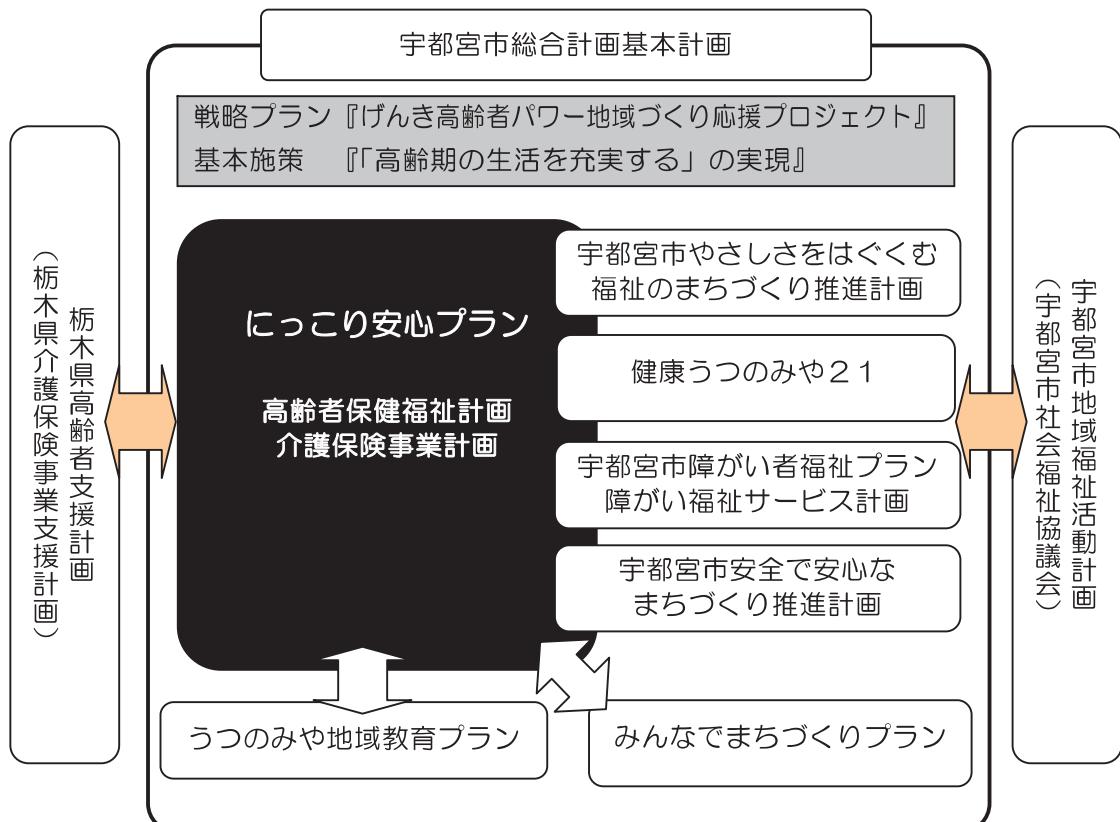
このような状況の中、本市の高齢者施策の基本指針である、「第 5 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第 4 期宇都宮市介護保険事業計画」の策定から 3 年が経過し、高齢者を取り巻く環境の変化や新たな課題が明らかになる中、これまでの計画を検証したうえで、更なる高齢者福祉施策の充実を図り、高齢者の多様なライフスタイルを支える「地域包括ケア」の実現を目指すため、本計画「第 6 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第 5 期宇都宮市介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画であり、本市の高齢者保健福祉施策を推進するまでの基本方針となる計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に定める、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、本市の介護保険事業運営の指針となるものです。このため、本市では、高齢者福祉サービスと介護保険サービスを組み合わせて、地域における高齢者福祉向上のための取組を総合的に推進する必要があることから、一体的な計画として策定しました。

さらに、本計画は、「第5次宇都宮市総合計画基本計画（平成20年3月策定）」の個別計画として位置付け、「第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（平成20年3月策定）」をはじめとした他の行政計画との連携を図りながら策定しました。

○ にっこり安心プラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)と他計画との関連図



- にっこり安心プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定の法的根拠

◆老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- ・ 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める
- ・ 確保すべき事業の量の目標その他必要な事項を定める
- ・ 介護保険事業計画と一緒にものとして作成

◆介護保険事業計画（介護保険法第117条）

- ・ 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める
- ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みとその確保のための方策
- ・ 地域支援事業に要する費用の額、量の見込みとその確保のための方策
- ・ 介護給付費等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・ その他保険給付の円滑な実施を図るための事項
- ・ 老人福祉計画と一緒にものとして作成

3 計画期間

計画の期間は、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの3年間です。また、計画は3年ごとに、社会情勢や市民の意識等の変化に対応するために見直すこととしており、計画の達成状況の点検や施策・事業の取組状況に対する評価を行い、新たな計画を策定します。

第2章

高齢者を取り巻く環境の動向と課題

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

1 社会の動向

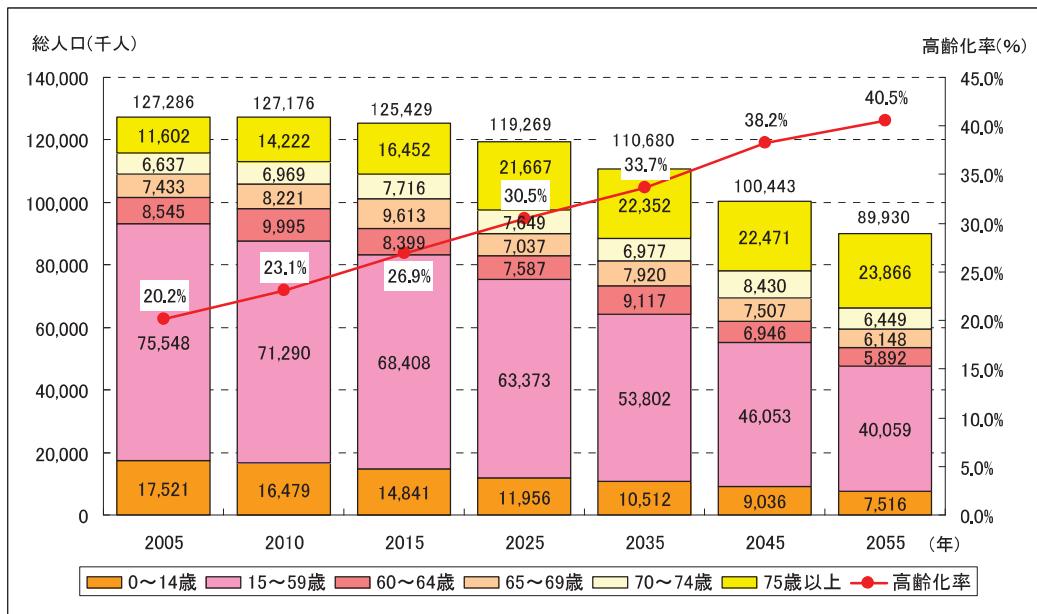
(1) 高齢者人口と世帯

ア 高齢化の現状と将来推計

我が国の総人口は、今後、人口減少過程に入り、平成37(2025)年に1億2,000万人を下回った後も減少を続けると見込まれています。

一方、高齢者については、今後、総人口が減少するなかで増加を続け、いわゆる「団塊の世代」(昭和22(1947)年～昭和24(1949)年に生まれた人)が65歳以上となる平成27(2015)年には3,000万人を超える、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年には3,500万人に達すると見込まれています。また、高齢化率についても上昇を続け、平成27(2015)年には26.9%で3.7人に1人が高齢者となり、平成67(2055)年には40.5%に達し、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると見込まれています。

[表1 年齢区分別将来人口推計]

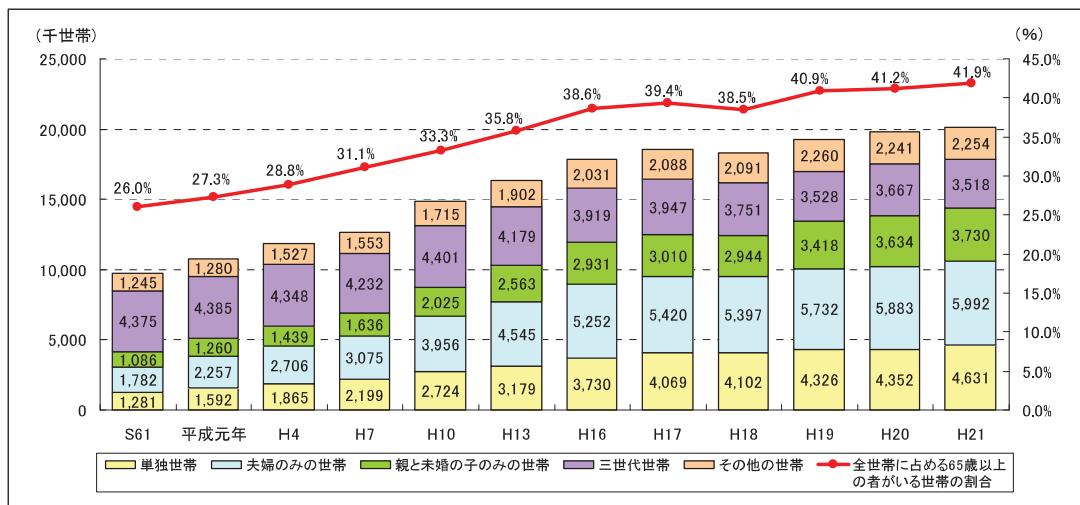


(出典：内閣府「平成23年版高齢社会白書」)

イ 世帯構造の変化

65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、平成21(2009)年現在、世帯数は2,013万世帯と初めて2,000万世帯を超え、全世帯の41.9%を占めることとなり、高齢者のいる世帯は増え続けています。

[表2 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合と全世帯に占める割合]



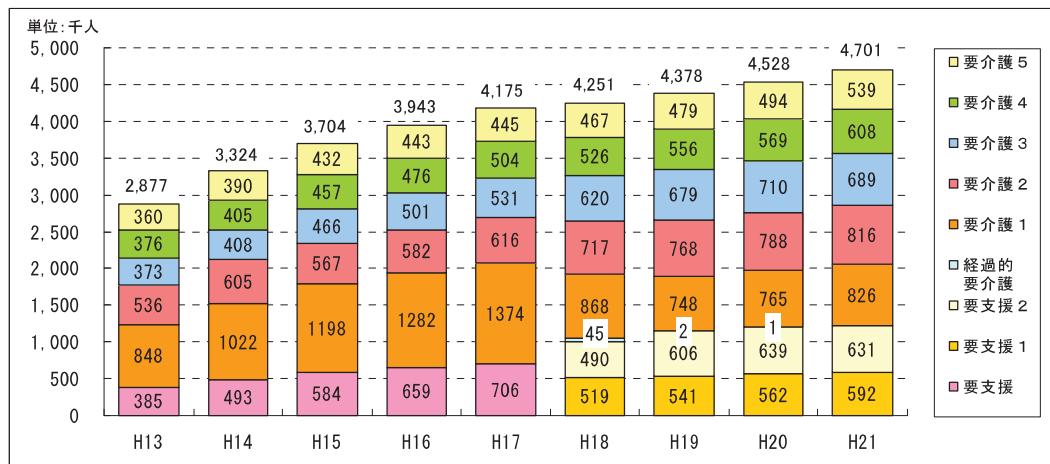
(出典：内閣府「平成23年版高齢社会白書」)

(2) 高齢者の健康・福祉

ア 要介護度別認定者数の推移

介護保険制度における要介護者又は要支援者と認定された者のうち、65歳以上の者の数についてみると、平成21年度末で470.1万人となっており、平成13年度末から182.4万人増加しています。

[表3 第1号被保険者(65歳以上)の要介護度別認定者数の推移]

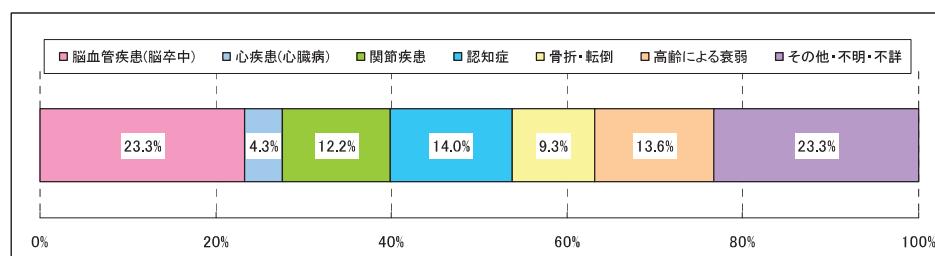


(出典：内閣府「平成22年版高齢社会白書」，厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」)

イ 介護が必要になった主な原因

要介護者等について、介護が必要になった主な原因についてみると、「脳血管疾患」が23.3%と最も多く、次いで、「認知症」14.0%，「高齢による衰弱」13.6%，「関節疾患」12.2%となっています。

[表4 要介護等の介護が必要となった主な原因]

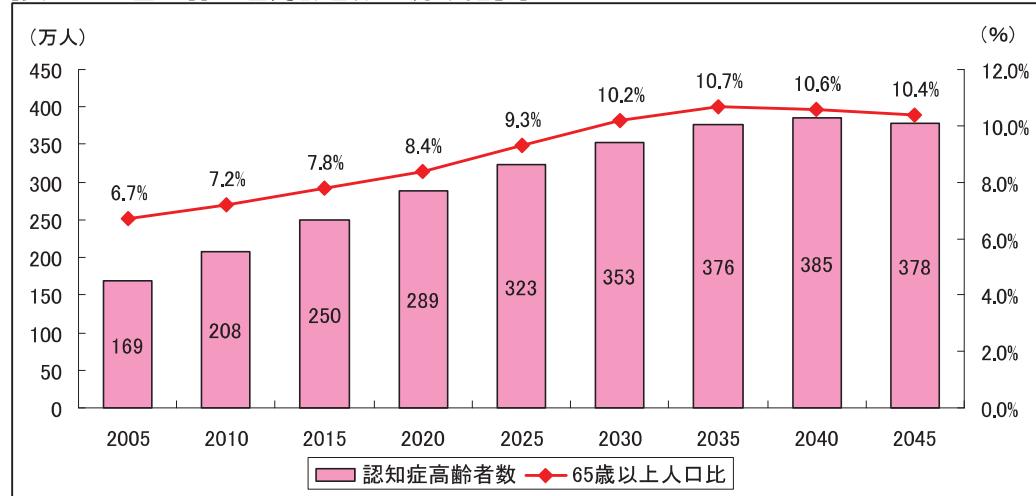


(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年))

ウ 認知症高齢者の増加

全国的には、日常生活に支障をきたすような症状や行動が見られ始める、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅱ」～「M」の高齢者数は、平成17(2005)年には169万人いるとされ、20年後の平成37(2025)年には323万人に倍増すると見込まれています。

[表5 全国の認知症高齢者数の将来推計]



(出典：厚生労働省資料「高齢介護研究会報告書（平成15年6月）」)

(参考)認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準について

○ 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅱ」

日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

○ 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅲ」

日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態

○ 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「Ⅳ」

日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態

○ 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準「M」

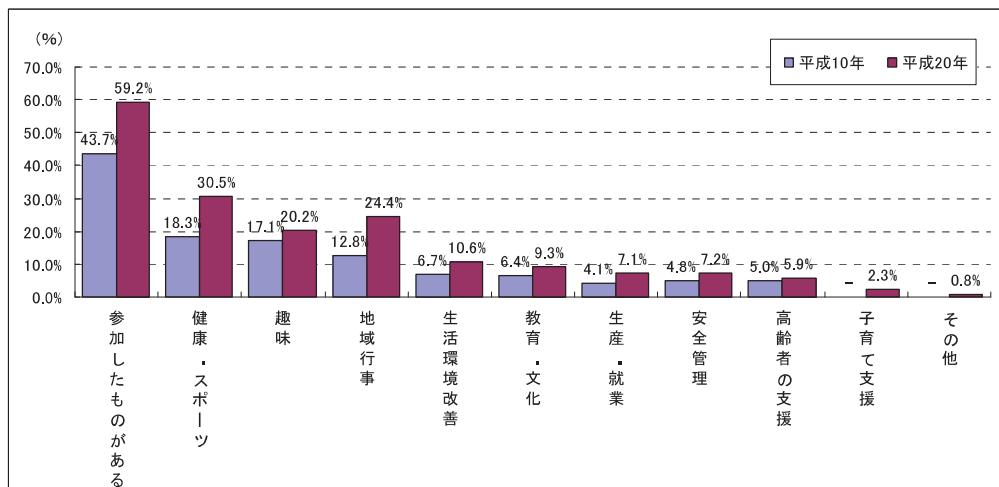
著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

(3) 高齢者の社会参加活動

ア 高齢者の社会参加

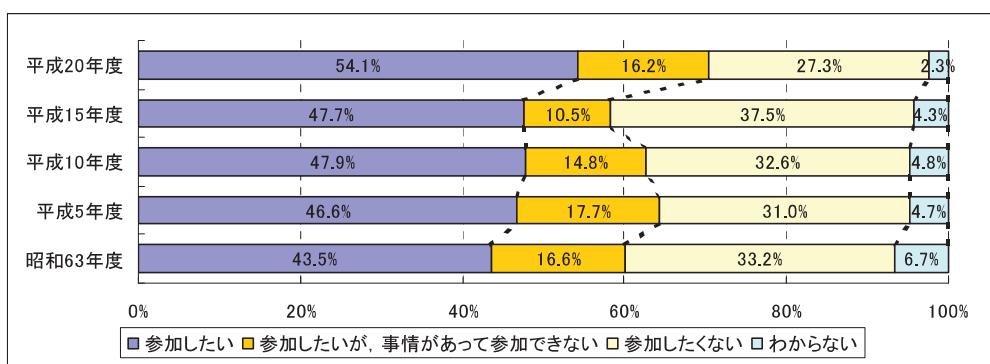
60歳以上の高齢者のグループ活動への参加状況についてみると、59.2%が何らかのグループ活動に参加しており、10年前と比べて15.5ポイント増加しています。具体的な活動についてみると、「健康・スポーツ」30.5%、「地域行事」24.4%、「趣味」20.2%、「生活環境改善」10.6%の順となっており、いずれの活動も10年前と比べて増加しています。また、今後の参加意向についてみると、「参加したい」（「参加したい」、「参加したいが事情があって参加できない」と回答した人の計）と考える人は70.3%となっています。

[表6 高齢者のグループ活動への参加状況]



（出典：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（平成20年））

[表7 高齢者のグループ活動への参加意向]



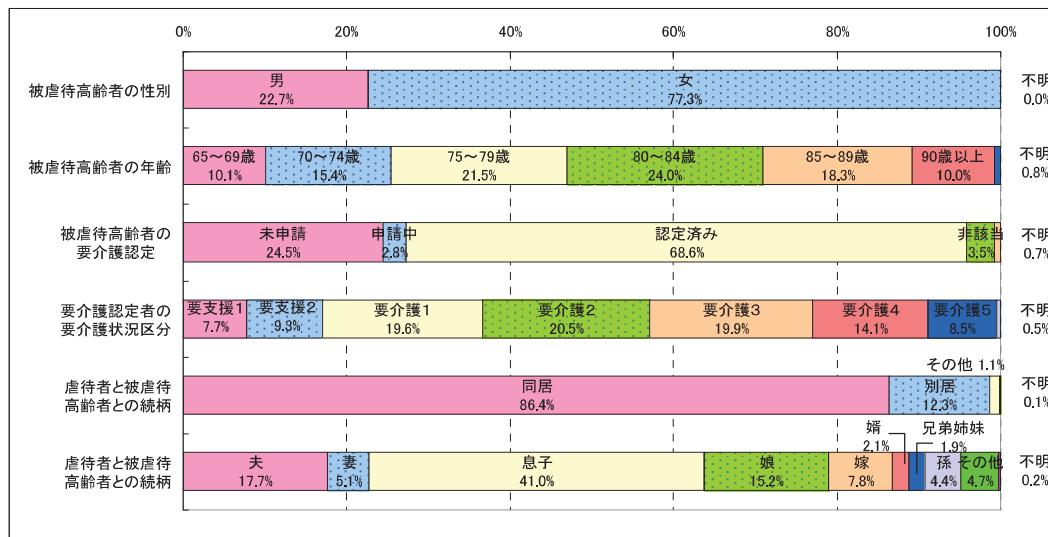
（出典：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（平成20年））

(4) 高齢者の安全・安心

ア 高齢者虐待問題

高齢者に対する虐待については、全国の市町村の事実確認の結果、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数は、平成21年度、全国で、15,615件ありました。虐待を受けている高齢者の状況を見ると、女性が全体の約8割を占めています。また、年齢階級別では「80～84歳」が24.0%と最も多くなっており、虐待を受けている高齢者のうち、約7割が要介護認定を受けています。なお、虐待者は「息子」が41.0%と最も多くなっています。

[表8 虐待を受けた高齢者の状況]

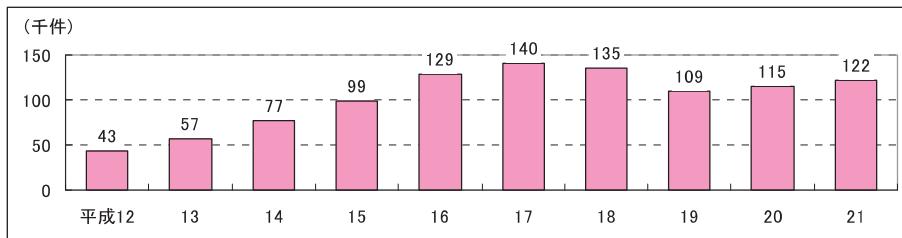


(出典：厚生労働省「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等の関する調査結果」(平成21年度)

イ 高齢者の消費者被害

全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数は、平成17(2005)年度に約14万件とピークを迎え、近年では横ばい傾向が続いているものの、依然として10万件を超えています。

[表9 契約当事者が70歳以上の消費相談件数]

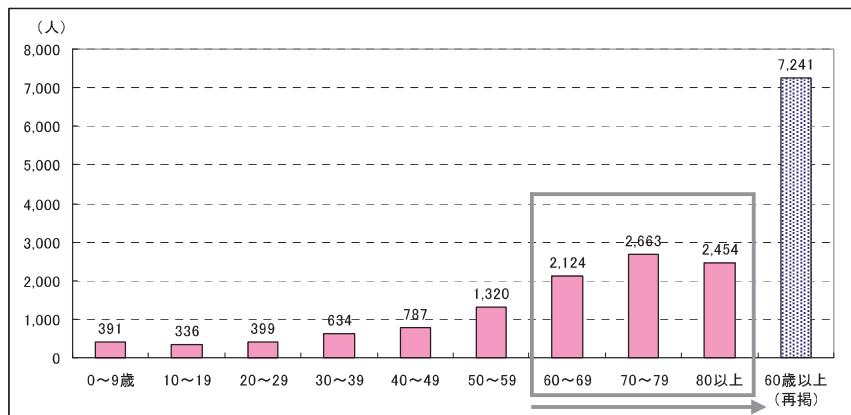


(出典：内閣府 平成23年度版高齢社会白書 [資料：国民生活センター資料])

ウ 東北地方太平洋沖地震における高齢者の被害状況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は「阪神・淡路大震災」を上回る未曾有の被害をもたらしました。被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県で確認された死者は4月11日までに13,154人にのぼり、現時点で年齢が判明している人は11,108人で、そのうち60歳以上の高齢者は7,241人と65.2%を占めています。

[表10 年齢階級別死者数(平成23年3月11日～4月11日の合計)]



(出典：警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について」)

*検視等を終えて年齢が判明している者を集計

2 本市の高齢者の状況と将来推計

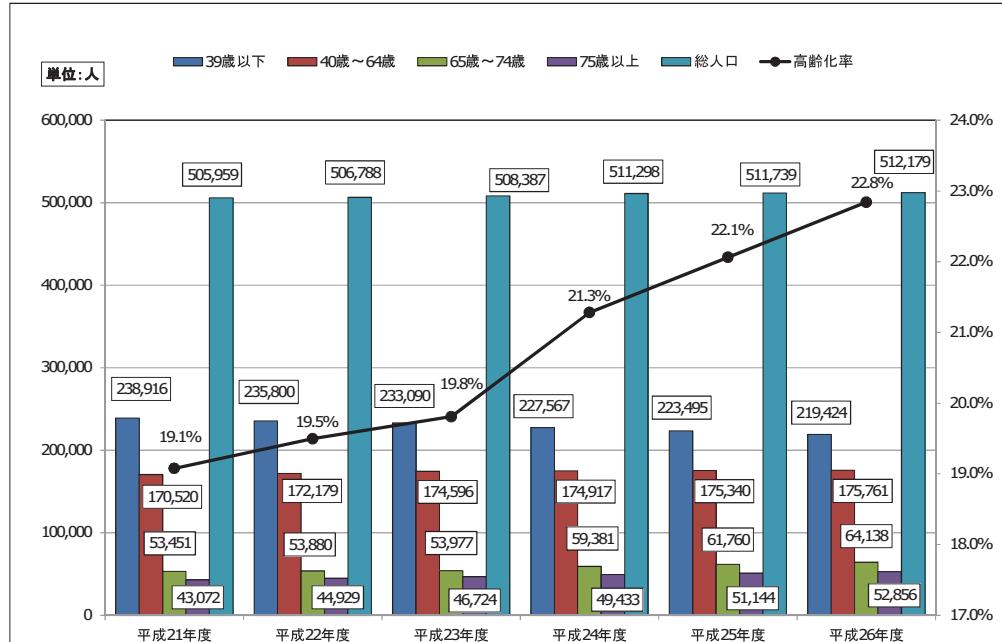
(1) 高齢化の現状と将来推計

平成23年度の本市人口については、508,387人であり、平成22年度に比べると1,599人増加しています。将来人口については、今後、緩やかに増加を続け、平成26年には、512,179人となり、3,792人増加すると見込まれます。

しかし、平成23年度の39歳以下人口については、233,090人であり、平成26年度には、219,424人となり、13,666人減少すると見込まれます。

一方、平成23年度の本市65歳以上の高齢者人口については、100,701人であり、平成26年度には、116,994人となり、16,293人増加すると見込まれます。このうち、75歳以上高齢者人口については、平成23年度には、46,724人であったものが、平成26年度には、52,856人となり、6,132人増加することが見込まれます。平成23年度の本市高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は19.8%であり、平成26年度には、22.8%となり、3.0ポイント上昇するこことが見込まれます。

[表11 総人口年齢別人口の推移]



(出典：平成21年から平成23年度「平成23年度住民基本台帳」(各年度9月末日現在))

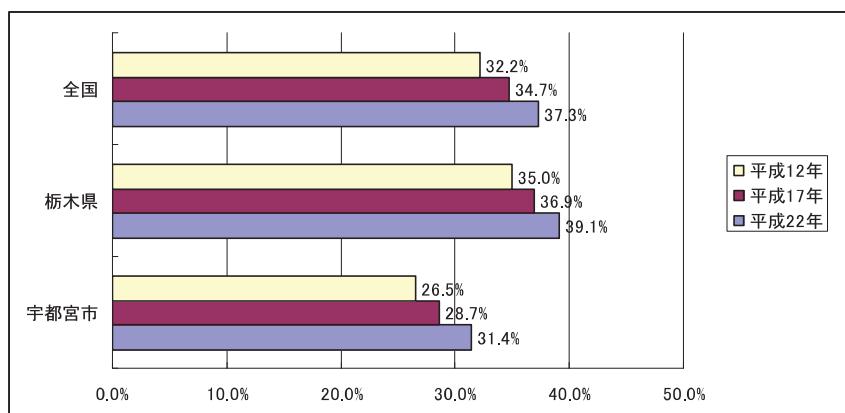
(出典：平成24年度以降：中期財政計画使用データ(各年度10月1日現在))

(2) 高齢化に伴う社会状況の変化

ア 世帯状況の変化

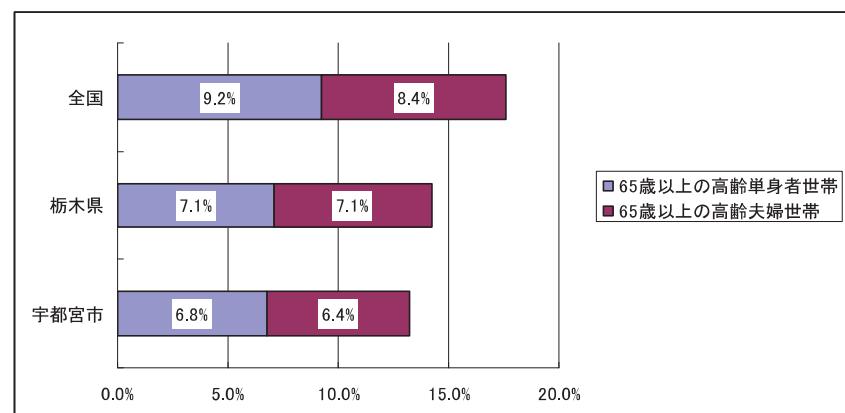
平成 22 年 10 月現在、本市の 65 歳以上の高齢者のいる世帯は 66,047 世帯で、全世帯の 31.4% を占めており、全国の 37.3% に比較して低くなっています。また、65 歳以上の高齢単身者世帯は、14,252 世帯で全世帯の 6.8%，65 歳以上の高齢者夫婦世帯は、13,537 世帯で全世帯の 6.4% を占めており、全国の 9.2% と 8.4% に比較して低くなっています。

[表 12 全世帯に占める高齢者のいる世帯割合の比較]



(出典：「平成 12 年国勢調査」「平成 17 年国勢調査」「平成 22 年国勢調査」)

[表 13 高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯の比較]



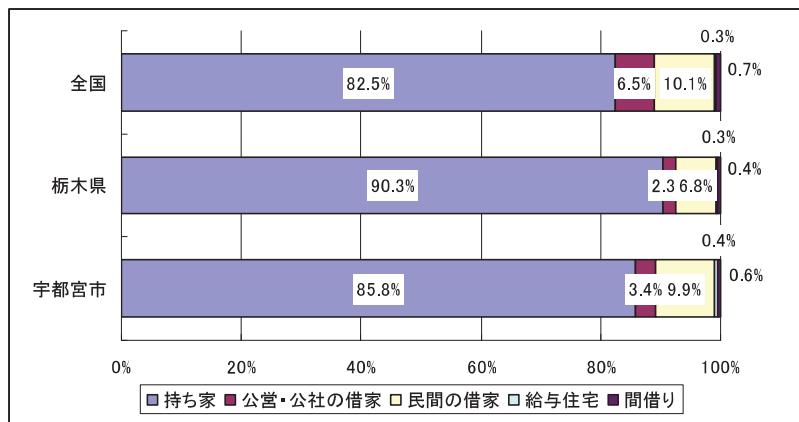
(出典：平成 22 年国勢調査)

イ 居住の状況

本市における 65 歳以上の高齢者のいる居住の状況は、「持ち家」が 85.8%と 80%以上を占めています。

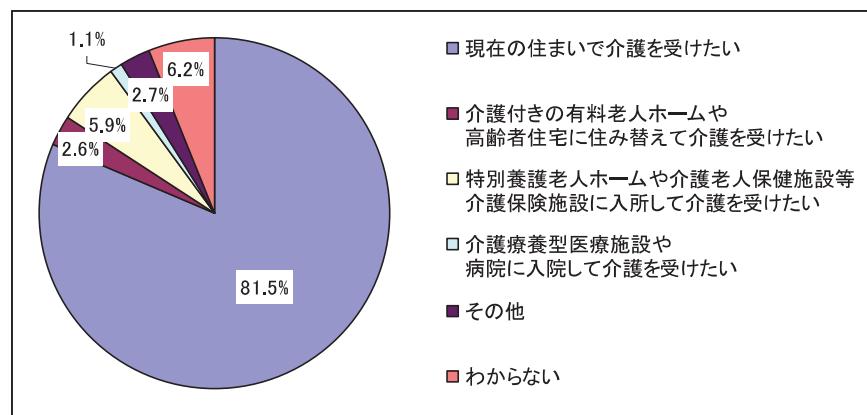
また、本市が実施した介護保険利用者を対象とした実態調査では、80%以上の方が、「現在の住まいで介護を受けたい」と回答しています。

[表 14 居住の状況の比較]



(出典：平成 22 年国勢調査)

[表 15 今後、介護を受けたい場所]

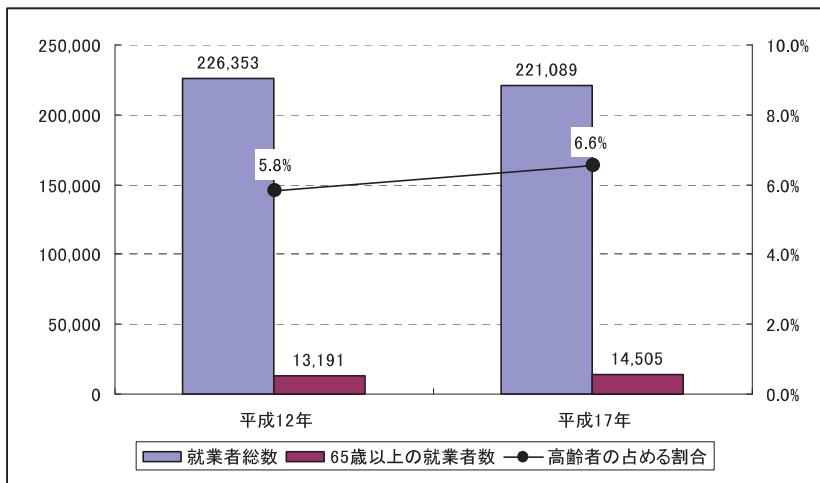


(出典：平成 23 年度介護保険利用者実態調査)

ウ 就業の状況

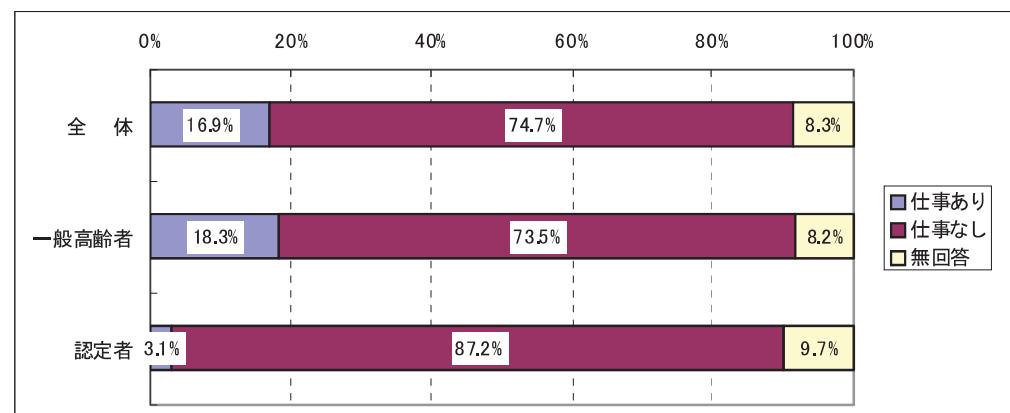
本市における高齢者の就労割合は、平成12年から平成17年にかけて0.8%増加しています。また、本市が実施した高齢者を対象とした実態調査では、約70%の方が「現在、収入のある仕事をしていない」と回答しています。

[表16 本市の高齢者の就労割合]



(出典：「平成12年国勢調査」「平成17年国勢調査」)

[表17 収入のある仕事への従事の有無]



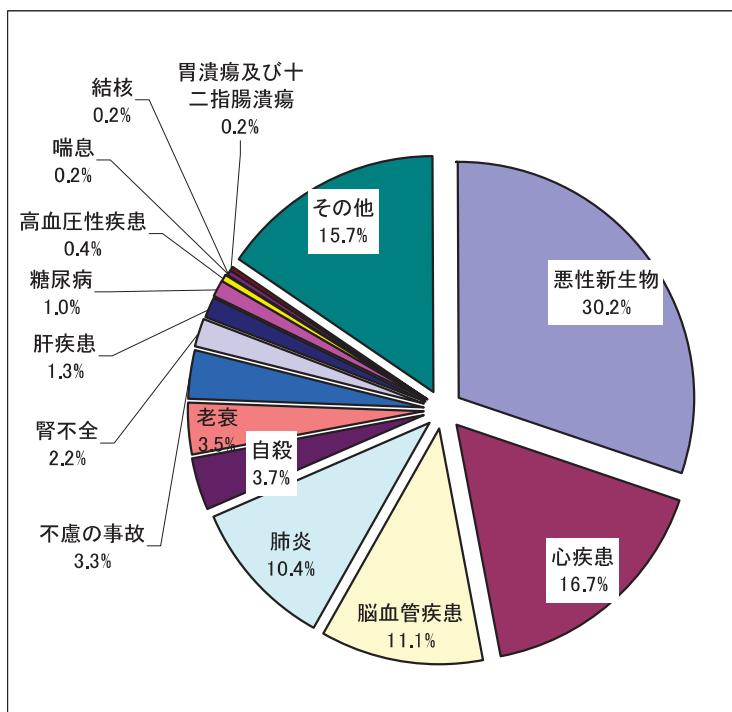
(出典：高齢者調査(日常生活圏域ニーズ調査))

(3) 健康の状況

ア 死因

本市における死因の第一位は「悪性新生物」となっており、全体の約3割を占めています。次いで、「心疾患」「脳血管疾患」の順となっており、これらの三大死因による死亡の割合は58.0%となっています。

[表 18 本市の主な死因]



(出典：宇都宮市統計データバンク 主要死因の死亡数及び死亡率の年次推移（総数）)

(4) 要介護・要支援認定者等の状況

ア 要介護・要支援認定者の状況

本市の要介護・要支援認定者数は、介護保険制度が始まった平成12年度以降、年々、増加傾向にあります。一方、認定率^(*)については、平成17年度までは上昇傾向にありましたが、平成18年度以降は、ほぼ横ばいに推移しています。

(*)第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合

[表 19 要介護・要支援認定者の状況]

(単位：人)

区 分	第1期介護保険事業計画			第2期介護保険事業計画		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
要支援	730	963	1,297	1,621	1,877	1,803
要介護1	1,361	1,858	2,388	2,953	3,555	3,961
要介護2	1,000	1,255	1,493	1,690	1,733	1,943
要介護3	822	950	1,058	1,259	1,539	1,783
要介護4	1,075	1,107	1,223	1,345	1,451	1,639
要介護5	859	1,009	1,208	1,283	1,307	1,406
合 計	5,847	7,142	8,667	10,151	11,462	12,535
第1号被保険者数	63,529	66,236	68,719	71,163	72,845	75,373
認定率	9.20%	10.78%	12.61%	14.26%	15.73%	16.63%

(単位：人)

区 分	第3期介護保険事業計画			第4期介護保険事業計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	490	1,491	1,509	1,678	1,964	2,157
要支援2	364	1,765	2,129	2,200	2,159	2,172
経過的要介護	1,255	—	—	—	—	—
要介護1	4,181	2,782	2,301	2,374	2,340	2,511
要介護2	2,053	2,258	2,453	2,454	2,481	2,677
要介護3	1,873	2,050	2,160	2,149	1,963	1,919
要介護4	1,706	1,776	1,889	1,924	1,923	2,021
要介護5	1,347	1,415	1,414	1,450	1,644	1,801
合 計	13,269	13,537	13,855	14,229	14,474	15,258
第1号被保険者数	85,668	89,302	92,336	95,915	98,443	99,877
認定率	15.49%	15.16%	15.00%	14.84%	14.70%	15.28%

(出典：「介護保険事業状況報告」(各年度6月末日現在))

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題

[表 20 要介護・要支援認定者の状況]

